

東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の小売商業団体等が実施する地域づくりを通じて地域商業の活性化及び振興に寄与することを目的とし、この要綱に定めるところにより補助金を交付する。

(対象者)

第2条 この要綱の補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることのできる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げるもので、本市にその所在地を有するものとする。

- (1) 事業協同組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体で、その組合員が主として小売業者であるもの。（以下「1号対象者」という。）
- (2) 商店街振興組合（商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する組合。）および、それに準ずる形で組織され活動している商店会組織（以下「2号対象者」という。）
- (3) 前2号に準ずる団体で市長が適当と認めるもの（任意団体。以下「3号対象者」という。）
- (4) 前3号に規定する団体を中心に地域的に組織された連合団体（以下「4号対象者」という。）

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）は対象外とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(対象事業等)

第3条 本市は、前条に掲げる対象者が次の事業を実施する場合に補助金を交付するものとする。

(1) 対象事業

① 商業集積地魅力アップ事業

商業集積地等の魅力を高める企画提案型のハード・ソフト事業。（以下「対象事業①」という。）

② にぎわいづくり事業

商店街等でのにぎわいづくり事業、イベント事業。（以下「対象事業②」という。）

③ 地域力強化事業

地域通貨やプレミア付共通商品券を発行するとともに、地域の魅力を積極的にアピールし、集客力を高めることで地域生活支援の拠点を強化する事業。

(以下「対象事業③」という。)

(2) 補助限度額、補助率

- ① 対象事業①の補助限度額は5,000千円、補助率は50%以内とする。ただし、地域のまちづくりに貢献する事業については補助率を20%上乗せすることができるものとし、補助対象とする事業費(以下「補助対象経費」という。)の下限額は200千円とする。
 - ② 対象事業②の補助限度額は100千円(4号対象者においては500千円)、補助率は50%以内とする。ただし、地域のまちづくりに貢献する事業については補助率を20%上乗せすることができるものとする。補助対象経費の下限額は50千円(4号対象者においては500千円)とする。
 - ③ 対象事業③の補助限度額は3,000千円とする。なお、プレミア経費については、プレミア経費の50%か発行総額の5%のいずれか低いほうを補助限度額とし、商品券発行にかかる事務経費への補助率は50%以内とする。
- 2 前項に規定する補助対象経費は、市長が必要かつ適当と認めるものに限る。
 - 3 対象事業①もしくは③に対する補助金は、対象者、対象事業ごとに年度内1回を限度に交付する。対象事業②に対する補助金は、対象者ごとに対象事業の累計額100千円(4号対象者においては500千円)を限度として交付することができる。
 - 4 対象事業①、③については、1、2、4号対象者が行う場合にのみ補助対象とし、3号対象者については、補助対象としない。
 - 5 補助金は予算の範囲内で交付する。
 - 6 補助金の額は、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金交付申請書(様式第1)を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書には、東大阪市小売商業地域密着型支援事業計画書(様式第2)及び別表第1に定める書類を添付しなければならない。
- 3 市長は、申請者の交付申請にあたり、必要に応じて調査等を行い、また、資料の提供を求めることができる。

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、申請者が第2条第2項に規定する排除対象者である場合を除き、補助金を交付することが適当と認めるときは、東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金交付決定通知書(様式第3)により、また、補助金を交付することが適当でないとき、東大阪市小売商

業地域密着型支援事業補助金交付不承認通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

- 2 申請者が対象事業①を実施する場合、交付決定の前に、東大阪市経済振興に関する補助金等審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査に附すものとする。

(審査)

第6条 審査委員会は、対象事業①の申請者に対し、東大阪市経済振興に関する補助金等審査委員会規則第6条によって設置された東大阪市商業振興補助金交付審査部会（以下「審査部会」という。）において、申請内容についての説明を行わせるものとする。

- 2 審査部会は申請者の提出した書類及び申請内容についての説明により、別に定める基準に基づき審査を行い、審査委員会はその審査結果について、市長に報告するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 第5条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、第4条第1項に規定する申請書の内容に変更(軽微な変更を除く。)が生じたときは、速やかに東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金申請事項変更承認申請書(様式第5)を市長に提出し、東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金申請事項変更承認書(様式第6)にてその承認を受けなければならない。

- 2 前項の軽微な変更は、補助事業の目的及び補助金の額に変更を及ぼさない変更で、かつ補助対象経費の20%以内の変更(経費配分の変更含む)とする。
- 3 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金交付申請取下げ届出書(様式第7)を市長に提出しなければならない。

(事業完了報告書の提出)

第8条 補助事業者は、当該申請に係る事業終了後30日以内もしくは当該年度終了後30日以内のどちらか早いうちに東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金事業完了報告書(様式第8)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する報告書には、別表第2に定める書類を添付しなければならない。

(事業中止承認の申請等)

第9条 補助事業者が当該補助事業を中止し、又は廃止をする場合においては、あらかじめ、東大阪市小売商業地域密着型支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第9)により、市長の承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、第8条の事業完了報告書の提出を受けた場合において、当該報告書

の書類審査及び必要に応じて行う現地検査等により、補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適当と認めた場合は交付すべき補助金の額を確定し、東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金確定通知書（様式第10）にて補助事業者へ通知しなければならない。

（補助金の請求）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金交付請求書（様式第11）を市長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第12条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金概算払申請書（様式第12）及び市長が指定する書類を市長に提出し、東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金概算払承認書（様式第13）にてその承認を受けなければならない。

3 概算払により交付した補助金の額と確定した補助金の額との間に過不足を生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

（交付決定の取り消し等）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（1）虚偽その他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2）補助金の交付の決定に付された条件に違反したとき。

（3）暴力団等であることが判明したとき。

（4）その他この要綱に定める条件に違反したとき。

2 市長は、前項の場合において補助事業者が既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（財産処分の制限）

第14条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の例による期間を経過した場合は、この限りでない。

2 補助事業者は、処分を制限された取得財産等を処分する場合は、あらかじめ、東大阪市小売商業地域密着型支援事業財産処分承認申請書（様式第14）を市長に提出し、東大阪市小売商業地域密着型支援事業財産処分承認通知書（様式第15）にて承認を受けなければならない。

- 3 市長は、補助事業者が前項の承認に基づき取得財産等の処分をすることにより収入がある場合、当該補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を市に納入させることができる。

(書類の整備)

第15条 対象者は、補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ証拠書類を補助事業完了年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(警察署長からの意見聴取)

第16条 市長は、補助金の交付を決定しようとする場合は、必要があると認めるとき、申請者又は事業者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くものとする。

(東大阪市補助金等交付規則の適用)

第17条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、東大阪市補助金等交付規則（平成25年東大阪市規則第23号）の規定を適用する。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は別に市長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月9日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月2日より施行する。

- 2 第3条（1）において定める対象事業②のうち、ラグビーワールドカップ2019TMの開催にあたり特ににぎわいをもたらすものと市長が認める場合は、平成31年度に

限り同条（２）②の補助限度額、補助率については以下のとおりとする。

補助限度額 １５０千円（４号対象者においては７００千円）

補助率 ５０％以内（ただし、地域まちづくりに貢献する事業については補助率を３０％上乗せできるものとする。）

附 則

- 1 この要綱は、令和３年４月１日より施行する。

別表第1（第4条第2項関係）

補助金交付申請に伴う添付書類

添付書類
(1) 事業に関する総会等の議事録（写）
(2) 定款（任意団体の場合は会則）（写）
(3) 申請団体の役員の役職・住所・氏名（ふりがな）・性別・生年月日が記載された名簿（写）、会員名簿（写）
(4) 事業にかかる経費等の見積書（当該経費申請時）
(5) 事業計画図（位置図・見取図）及び設計図（当該経費申請時）
(6) 団体の前年度収支決算書
(7) 団体の当該年度収支予算書及び事業計画書
(8) その他市長が必要と認める書類

別表第2（第8条第2項関係）

事業完了報告書の添付書類

添付書類
(1) 支払の領収書の写し等、事業の完了が確認できる書類及び成果物
(2) その他市長が必要と認める書類

様式第1（第4条第1項関係）

東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）東大阪市長

申請者 所在地

名 称

ふりがな

代表者の氏名

⑩

（代表者の署名又は記名押印）

※署名の場合、押印は必要ありません。

生年月日

年

月

日

東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金の交付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。また、申請書に添付する役員名簿に記載の者は、いずれも暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。

なお、暴力団等であるか否かについて市長が警察署長へ情報照会を行うこと及び警察署長から情報提供を受けることを承諾します。

様式第2(第4条第2項関係)

東大阪市小売商業地域密着型支援事業計画書

事業名	
事業区分 (いずれかに○)	1商業集積地魅力アップ事業 2にぎわいづくり事業 3地域力強化事業
団体名	(団体名) (所在地)
代表者名	
組合員数	名(物品販売業 名・サービス業 名・飲食業 名 その他 名)
事業担当者及び 連絡先	(氏 名) (電話番号) (FAX 番号) (メールアドレス)

1 事業の概要

事業の背景及び 目的	
事業の概要 できるだけ具体的に お書きください	
事業の実施体制	

事業の特長 (PR ポイント) 及び本事業による 地域課題解決・商業活性化 への効果 (例: 事業規模が拡大 する、関係者の意欲 や事業の求心力向上 に繋がるなど)	
--	--

2 事業のスケジュール

	時 期	内 容
スケジュール		

3 事業予算

		項 目	金 額 (単位: 千円)	備 考 (計算根拠など)
※収入は、市以外の 補助金や事業によ る収益なども記入し てください。	収入			
		合 計		
	※支出内訳は、目 的・用途が分かる 範囲で記入してく ださい。	支出		
合 計				

※説明の補足資料、その他必要と思われる附属資料については、適宜添付して下さい。

様式第3（第5条第1項関係）

東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金交付決定通知書

東大阪 第 号

年 月 日

様

東大阪市長

年 月 日付で申請のあった東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金について、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1 事業名

2 交付決定金額 金 円

3 条件

- (1) 当該補助金は申請のあった事業以外に使用しないこと。
- (2) 東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金交付要綱第8条の規定による事業完了報告書を提出すること。

様式第4(第5条第1項関係)

東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金交付不承認通知書

東大阪 第 号

年 月 日

様

東大阪市長

年 月 日付で申請のあった東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金は、次の理由により交付できないので通知します。

1 事業名

2 理由

様式第5(第7条第1項関係)

東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金申請事項変更承認申請書

年 月 日

(あて先)東大阪市長

申請者 所在地

名称

代表者氏名

⑩

(代表者の署名又は記名押印)
※署名の場合、押印は必要ありません。

年 月 日付で申請した東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金に係る事業について、次のとおりその内容を変更したいので申請します。

- 1 事業名
- 2 変更したい事項
- 3 変更の理由

様式第6 (第7条第1項関係)

東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金申請事項変更承認書

東大阪 第 号
年 月 日

様

東大阪市長

年 月 日付で申請があった、東大阪市小売商業地域密着型
支援事業補助金申請事項変更承認申請については、次のとおり承認いたします。

- 1 事業名
- 2 承認内容

様式第7（第7条第3項関係）

東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日

（あて先）東大阪市長

届出者 所在地

名 称

代表者氏名 ㊟

（代表者の署名又は記名押印）
※署名の場合、押印は必要ありません。

年 月 日付で申請した東大阪市小売商業地域密着型支援事業
補助金交付申請を取り下げたいので届け出ます。

1 事業名

2 取下げの理由

様式第8(第8条第1項関係)

東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金事業完了報告書

年 月 日

(あて先)東大阪市長

報告者 所在地

名称

代表者氏名

印

(代表者の署名又は記名押印)
※署名の場合、押印は必要ありません。

年 月 日付東大阪 第 号で交付決定を受けた東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金に係る事業は、年 月 日をもって完了しましたので報告します。

- 1 事業名
- 2 事業の内容と効果
- 3 収支決算

	費目	決算額(円)	備考(支払先など)
収入の部	自己資金		
	寄附金		
	雑収入		
	借入金		
	計		
支出の部	実施費		
	返済金		
	雑費		
	計		

様式第9(第9条関係)

東大阪市小売商業地域密着型支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

(あて先)東大阪市長

申請者 所在地

名称

代表者氏名

⑩

(代表者の署名又は記名押印)
※署名の場合、押印は必要ありません。

年 月 日付東大阪 第 号で交付決定通知があった東大阪
市小売商業地域密着型支援事業について、次の理由により中止（廃止）したい
ので、承認を申請します。

1 事業名

2 事業の中止（廃止）の理由

様式第10（第10条関係）

東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金確定通知書

東大阪 第 号
年 月 日

様

東大阪市長

年 月 日付東大阪 第 号で交付決定した東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金について、下記のとおり交付金額を確定いたしましたので通知いたします。

記

事業名	
補助金交付決定額	
補助金確定額	
交付決定額との差額	

様式第 1 1 (第 1 1 条関係)

東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金交付請求書

年 月 日

(あて先)東大阪市長

申請者 所在地

名称

代表者氏名 ㊟

(代表者の署名又は記名押印)
※署名の場合、押印は必要ありません。

年 月 日付東大阪 第 号で交付決定を受けた東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金を請求します。

請求金額 金 円

上記の補助金は、下記金融機関の口座へ振込みしてくださるよう依頼します。

記

金融機関	名称	支店名
預金種別	1 普通預金	2 当座預金
口座番号		
(フリガナ)		
名義		

様式第12（第12条第2項関係）

東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金概算払申請書

年 月 日

（あて先）東大阪市長

申請者 所在地

名称

代表者氏名

印

（代表者の署名又は記名押印）
※署名の場合、押印は必要ありません。

年 月 日付東大阪 第 号で交付決定を受けた東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金の交付を概算払で受けたいので、次のとおり関係書類を添えて請求します。

1 概算払請求金額 金 円

2 概算払を請求する理由

3 添付書類

様式第13（第12条第2項関係）

東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金概算払承認書

東 大 阪 第 号
年 月 日

様

東大阪市長

年 月 日付で申請があった、東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金概算払申請については、次のとおり承認いたします。

記

事業名	
補助金交付決定額	
補助金概算払承認金額	
交付決定額との差額	
条件等	

様式第14(第14条第2項関係)

東大阪市小売商業地域密着型支援事業財産処分承認申請書

年 月 日

(あて先)東大阪市長

申請者 所在地

名称

代表者氏名

印

(代表者の署名又は記名押印)
※署名の場合、押印は必要ありません。

東大阪市小売商業地域密着型支援事業補助金にかかる補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、承認を申請します。

- 1 事業名
- 2 品目及び取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処分の方法
- 5 処分の理由

様式第15(第14条第2項関係)

東大阪市小売商業地域密着型支援事業財産処分承認通知書

東大阪 第 号
年 月 日

様

東大阪市長

年 月 日付で申請のあった東大阪市小売商業地域密着型支援事業
財産の処分について承認したので通知します。

承認内容